

電気通信大学情報理工学域教育委員会規程

平成28年 3月23日

改正

平成29年 1月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学情報理工学域教授会規程第9条第2項の規定に基づき、情報理工学域教育委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、情報理工学域に係る次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教育課程の編成及び改善に関する事。
- (2) 教育課程について、類、課程及び共通教育部の連絡調整に関する事。
- (3) 授業及び教育指導に関する事。
- (4) 特別聴講学生、研究生、科目等履修生及び短期海外交流学生に関する事。
- (5) その他教務に関する事。

(委員)

第3条 委員会は次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学域長が指名する者 1人
- (2) 大学教育センター教育課程部門長
- (3) 学域教授会規程第2条第1項の構成員で、各類、課程及び共通教育部から選出された者 各2人
- (4) 国際教育センターから選出された者 1人

2 前項の規定にかかわらず、学域長が必要と認めたときは、学域教授会規程第2条第1項の構成員のうちから若干人を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員の任期は、その都度定める。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1項第1号の者とする。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議の開催)

第6条 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ議事を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学務部教務課が行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 電気通信学部及び情報理工学部（以下「旧学部」という。）が存続する間、旧学部に係る第2条各号の事項については、第2条本文の規定にかかわらずこの規程に基づき、情報理工学域教育委員会が審議するものとする。
- 3 前項の事項を審議する際は、第3条第2項に基づき、必要に応じ、旧学部の各学科を担当する第3条第1項第3号の委員に相当する者の出席を求めなければならない。

附 則

この規程は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。